
令和元年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第2日)

令和元年6月10日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

令和元年6月10日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第51号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について
- 日程第2 議案第52号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第53号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第54号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第55号 築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第56号 築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第57号 築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第58号 築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第59号 築上町森林環境贈与税基金条例の制定について
- 日程第10 議案第60号 築上町高齢者・若者活性化センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第11 議案第61号 築上町森林とのふれあい施設条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 議案第62号 公の施設に係る指定管理者の指定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第51号 令和元年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について
- 日程第2 議案第52号 令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第3 議案第53号 築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第54号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第55号 築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

福祉課長	……………	首藤 裕幸君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	監査事務局長	……………	横内 秀樹君

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆様おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第51号

○議長（田村 兼光君） 日程第1、議案第51号令和元年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。5番、工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） おはようございます。何点かあります。11ページの2款6目企画費の国際交流員、これ3月議会でもオセアニア関係の。恐らくというか、そういった形で国際交流員の予算についてと思いますが、今回またこの国際交流員の予算、理由と目的は何なのか。結構いろいろ見ると、特別旅費が100万円近くあがってたりしますので、その内容をお願いいたします。

それと、6款1項寒田生活改善センター、同じく2項1目のビラ・パラディ、7款1項3目の龍城院キャンプ場、さらにふるさと公園トイレ、この解体費が4件ほど上がっておりますが、こういう内容で、状況でこの解体を始めて、またこの利用計画など考えていたら。

○議長（田村 兼光君） 種子企画振興課長。

○企画振興課長（種子 祐彦君） 企画振興課、種子でございます。ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

2款1項6目の企画費の補正予算についてですが、まずこの国際交流員にかかわる分についてですが、報酬のほうで238万円あげさせていただいております。これは賃金のほうに当初予算で組んでいた分を振りかえた分になります。

次の報償費の謝礼についてですが、これは当初予算で計上していなかった神楽・民俗芸能祭、これ2年に1度実行しております。この分の神楽団体について謝礼ということでございます。

国際交流員については以上で、今、ただいま御指摘のありました特別旅費貯金についてなんで

すが、先日、町長と古市課長のほうがキャンプ、（ ）のほうに派遣した際に（ ）を訪問いたしまして、その際に、（ ）知事と向こうの観光局の局長だったと思いますが、お会いした際に、今後交流を深めていったらどうかという話になったそうでございます。今後、その交流を深めていく上で、（ ）との締結を目指しております。こういった締結となりますと、こちらのほうから現地のほうに、もしくは向こうからこっちに来ていただくというような形になると思いますので、まずこちらから現地のほうをとということで、特別旅費のほう計上させていただいております。

以上でございます。

済みません。追加でございます。国際交流員の導入についてですが、今後、英語圏と交流を進めていきたいというふうに当初から、皆様のほうから御提案がありましたとおり、進めていきたいと町の方でも考えておりましたので、今回、オーストラリア、オセアニア、（ ）ほかと国際交流を派遣していただく形を考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。（「終わります」と呼ぶ者あり）ほかにございませんか。

（「まだ、回答が済んでいない」「解体工事」と呼ぶ者あり）鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。解体の件、御質問いただいた分でございますが、17ページの6款1項2目15節工事請負費の解体撤去工事費234万5,000円でございますが、これは寒田の生活改善センターの解体工事に伴う工事費を計上をさせていただいております。この改善センターにつきましては、老朽化が著しいということで、地元と協議いたしまして、今後解体するということでやってきております。

跡地の利用についてでございますが、今地元のほうが消防車庫の移設を跡地にすることで計画をしているというふうに聞いております。

それから、19ページ6款2項1目の15節工事請負費でございます。解体撤去工事費4,426万6,000円でございます。これは、森林とのふれあい施設「ビラ・パラディ」の解体工事に伴う工事費を計上させていただいております。

跡地利用につきましては、今地元と協議をしておりますして、地元の意向としては跡地に地元の指定する、（ ）の造林をしてほしいということで、連絡元から要望をいただいているところでございます。その点につきましては、今後、地元のほうで協議をしてもらいたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 種子企画振興課長。

○企画振興課長（種子 祐彦君） 企画振興課の種子でございます。解体費につきましては、企画振

興のほうで1点ほど説明をさせていただきます。

予算書の20ページ、7款1項3目観光費、龍城院キャンプ場の解体になります。龍城院キャンプ場につきましては、現状、利用者が少ないということで、解体のほうを行い、トイレと東屋は残し、山歩きをする人のために残していく予定にしております。

さらに、22ページ、8款4項2目公園費、ふるさと公園トイレの解体を計上させていただいております。ふるさと公園につきましては、トイレが2カ所ございます。そのうち1カ所のトイレが使用困難な状況になっていますので、利用者の数等も考えて1つにトイレを残せば大丈夫だろうということで、今回解体のほう計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 国際交流の件で、今の課長の説明ですと、オーストラリアの英語圏と交流をしたいということで、これは町長の希望なんですか、それとも企画課でそういう提案をして、そういう運びになったのか。

というのが、小学校は中国と交流をしている、今度は英語圏、再三この件に関して町長に聞きましたら、やはり中国が悪いわけではないし、中国を訪問してそういう現状見てきたことに関しては非常に勉強になったなという思いもありますが、やはり、今の世界情勢から行くと、きちっとした英語を身につけさせるほうが、築上町の子供たちにとってはということになるし、現実2020年からは、3年生から英語が必修の教科化になるわけで、そこを踏まえると、中国と英語圏というのがどうなのかなというふうにちょっと思います。

町長が、ここどうしても英語圏で、今まで英語圏の異文化を、出会い、ふれあいがあることをさせたいというのであれば、ここはもう少し低学年、小学校から何というか、英語ゼミというか、そういうものをもっとやったほうが、同じ予算使うにしても、生きた予算になるのではないかなという思いはします。その点が、まず町長に伺いたい。

それと、キャンプ場、ビラ・パラディのキャンプ場、ビラ・パラディ龍城院キャンプ場等々、再三、ここも私も指摘はしてきました。合併してからやっぱり（ ）管理費を、ずっとビラ・パラディにはつぎ込んできて、結局、当時の目的は達したからということで全て解体してふたをするという、何か非常に腑に落ちないという気はします。

この件に関して、使用したいという方を紹介しても、その人たちは地元の意向でだめだった。結局、5,000万近いお金使うだけでした。それも含めて、ただ解体するだけでこの事業を終焉させるのがいいのかという思いがありますので、そこは町長、きちっとした最後にとらすのであれば、ここも答弁はいただきたいと思います。お願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 国際交流員は、子供だけではなくて、小中学校も今は加配で英語教師を一応配置しているような。そしてあと、町民広く一般に、また英語圏との一応交流深くやりたいとことで、旧椎田町のときは、国際交流員という形でショウケイをしておりましたが、合併してから一応やめようという形になりました。合併する前、ちょっと財政難でもやるか、あれに一応最後オーストラリアからアリソンさんをショウケイしてそれが最後になりましたか。

そういう形の中で、やはり基本的には国際交流という形の中で、広く町民の中に英語圏との交わりを浸透していきながら、やはり外国語を理解してもらおう、そしてまた、学校からもこの築上町を理解しながら情報発信していただくということで、先般もアリソンさんの友人で長男の写真家、当時一緒に来て、世界でただ一つの田舎風景ということで、築上町のかいわいの写真集を発行していただいて、それを図書館のほうに寄贈していただいた、ちょうど2カ月ぐらい前になりますか、本町に訪れていただいて、寄贈するというふうなことで、ぜひ、これを広く皆さんに見ていただきたいというふうなことで。

そういう事例もございますし、まだまだ今のはほんの1例でございますけれども、やっぱり国際交流という形の中で、広く町民の皆さんに理解していただくということで、国際交流を再開するところでございます。

それからあと、ビラ・パラのトイレです。どうするかという議論をまた出したら、地元も要らないという、地元のために活性化という形でつくったんですけれども、地元ではもうちょっと高齢化して作業できないという状態が続いておったというふうなことで、そして民間に貸与するという形になれば、全部修復してきれいに貸してくれと、そういうことではやらないということで断ってきました。

基本的には、現状のままで皆さんが入るのであれば、修復してあと民営を皆さんにお任せすると、そういう形でよければどうぞお使いになっていただきたいというふうな形で考えておりますけれど、それはむこうも無理だというふうなことで、これたしか工藤議員からも紹介も1件あったと記憶しておりますが、全部新品にしてから貸してくれという形でございました。たしかそうやったと思う。改造して全て、それからかりたいという旨のお話があったと、たしか記憶しております。

そんなことは町もやらないというふうなことでお断りして、最終的には解体ということで、既に耐用年数も超えてきておるというふうなことで、国庫補助金の返還もないというふうなことで、もうこれについては一応解体というほうがいいと。もう既に議論はしているんで、施設の廃止もしたところでございます。そういうところでございますので、今回、解体費の設計を認めていただいて、そして今回解体の予算をあげるに至ったわけです。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（5番 工藤 久司君） なかなか3回では言いつくせないところもありますが、国際交流についてですが、何かよくわからない、思いつきみたいな感じでしか感じないところがあります。

もう一つは、4月か5月の、3月予算で当初予算で、オセアニアのキャンプの誘致で1人嘱託職員かなんかが雇っていますよね。その方が、今何をしているのかというと、その方が今度の国際交流員の人と併用して使うことはできないのかと、もう1点は、せっかく英語のできる方であれば、学校の今英語教育とかにもというように、そこまで使い回してできるとは思わないですが、そういうところを少し併用して使うことというのはできないかなという1点。

それと、今町長、ビラ・パラディの件ですが、全然認識が違いまして、これを言ってももう仕方ないんですが、全部壊すんですか。全て、上の何ですか、森の音楽堂とか、あそこの壁と全てを壊してしまうのか。というのが、先ほどトイレも2つのうち1つ壊すということだったんで、そういうのができるわけじゃないんですね。キャンプ場もきれいさっぱり、ビラ・パラディをさっぱり壊して、一切管理費がかからないような状態にするのですか。最後の質問ですが、その辺のお答えをお願いします。

○議長（田村 兼光君） 古市生涯学習課長。

○生涯学習課長（古市 照雄君） 生涯学習課の古市です。先ほどのオリンピックの関係です。現在、オセアニアのオリンピックのキャンプ地の事業進めておりますけども、ことしの4月から雇用しております通訳ということで、業務内容については、今オセアニアと直接やりとりをやったりとかいうところの通訳関係、翻訳関係等もやってもらっております、あと、こちらのほうにキャンプに今月中旬に来る予定になっております。そちらのキャンプの通訳、もちろんボランティアの募集をして、参画を得ながら、一緒にやっていく、リーダー的にやってもらうということで計画をしております。

そして、国際交流員との併用なんですけども、こちらについても今考えておまして、企画振興課とは協議しております。こちらの国際交流員と生涯学習課の通訳という形で、そちらの職員と一緒にやっていくということは（ ）してやっていきたいなと思っております。

そして、先ほど出た国際交流員の取り組みの発端というのは、生涯学習課で今進めておりますオリンピックのキャンプ地からきております。こちらについては、オリンピックの2020年で終わることなく、それを契機として、今後さまざまな国際交流をやっていきたいということで、国際交流員の事業もやろうと。その目的として、やはり築上町内の子供たち、大人、町民に対していろいろな場面で英語を聞く場面、これらの場面というのはぜひ必要と考えましたので、企画振興課と話をして国際交流の事業をやろうということで、それが僕たちの（ ）です。

○議長（田村 兼光君） 鍛冶産業課長。

○産業課長（鍛冶 孝広君） 産業課、鍛冶でございます。ビラ・パラディの解体の計画でございますが、基本的には、建物につきましては全て解体をするということで今計画をしています。ただ、施設内の道路、あるいは駐車場等につきましては、土地の所有者、地元の方と御協議をいたしまして、それらについてはザンチョをするということで今、計画をしております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を閉じます。

ただいま議題となっております議案第51号は、厚生文教、総務産業建設それぞれの常任委員会に付託します。

日程第2. 議案第52号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第52号令和元年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第3. 議案第53号

○議長（田村 兼光君） 日程第2、議案第53号築上町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第4. 議案第54号

○議長（田村 兼光君） 日程第4、議案第54号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第5、議案第55号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第55号築上町特別職の職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） この案件は、（ ）な不祥事に関する責任ということで、この案件が提出されておりますが、この案件は、もう終わったという認識のもとにこの議案が提案されておるのですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、裁判が終わるまでは終わっていないけれども、不祥事というふうな形で、通常、他団体等を見ればそういう形で、逮捕それから起訴という形になるのは（ ）もございますので、当町としても、いわゆる不祥事を起こした管理・監督責任が我々の（ ）がなかったというふうなことで、一応それを減額の（ ）だったという内容でございます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） この不祥事に関して、第1回の公判では、本人は認否留保という形でまだはっきりしておりませんし、この案件は、個人の職員が何らかの形で個人的な中で起こした問題とは違うんじゃないんですか。個人がもし起こしたとしても、この問題自体は、町の行政事務体系の中の大きな柱の1本がだめにされた、こういう案件やないかと思うんです。

非常に、議会質問で詳しくはお尋ねしますが、私が思うに、町行政の事務体系の非常に大きな部分が侵された、この不祥事はそういう案件ではないかと考えています。そういう認識はありますか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、原課、それからいろいろ指名委員会等ございますが、そこに原課が原案をつかって、指名委員会が妥当であったという判断だったというふうに、私が決裁で伺っておりますので、それはそれで原課がいわゆる原案をつくるという形で、これが議員の依頼があったからやったという形で今現在の、いわゆる司法の判断はそういうことになっておりますけれど、本人はこれを認否保留という形で今、裁判所のほうでは認めていないというふうな状況になっておりますけれども、そのところはまだ、最終的にはどういうふうになったのかというのは判断つきませんが、世間を（ ）も騒がせたように、我々は、私と副町長、職員

がやっぱり管理監督責任でこういう事件を起こしたということで、責任があるというふうな形で、先ほどの質問、そうではなかったかなと思って、そういうことでお答えをしておきます。

○議長（田村 兼光君） 小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） 具体的な内容につきましては、一般質問で私の仕入れた情報を合わせながら詳しくお尋ねしていきますので、十分対応できるように、よろしく調べておいてください。

町長、まず、これにつきましては、騒ぎを起こしたおわびのしるしでこういう処分をするんだというふうな考えでこれを出された、このように理解しておりますので、どうも答弁ありません。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第6. 議案第56号

○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第56号築上町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第7. 議案第57号

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第57号築上町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第8. 議案第58号

○議長（田村 兼光君） 日程第8、議案第58号築上町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、厚生文教常任委員会に付託します。

日程第9. 議案第59号

○議長（田村 兼光君） 日程第9、議案第59号築上町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第10. 議案第60号

○議長（田村 兼光君） 日程第10、議案第60号築上町高齢者・若者活性化センター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第11. 議案第61号

○議長（田村 兼光君） 日程第11、議案第61号築上町森林とのふれあい施設条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、総務産業建設常任委員会に付託します。

日程第12. 議案第62号

○議長（田村 兼光君） 日程第12、議案第62号、公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は、厚生文教常任委員会に付託します。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

なお、所管委員会以外に議案質疑を希望される議員は、6月12日水曜日の正午までに事務局に指定の様式で申し出てください。

これで散会します。

午前10時29分散会
